資料３－１

厚生労働省発生食0421第２号
令 和 ４ 年 ４ 月 ２１ 日

食品安全委員会
委員長　山本　茂貴　殿

厚生労働大臣　後藤　茂之
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

イソフェタミド